

国立大学法人東京学芸大学ネーミングライツ事業実施要項の一部改正について

改正理由：国立大学法人東京学芸大学全学戦略・広報本部を廃止し、新たに国立大学法人東京学芸大学広報基金本部を設置することに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (定義) 第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) 〔省略〕 (5) 部局等 事務局（<u>法人戦略室</u>及び監査室を含む。）、総合教育科学系、人文社会科学系、自然科学系、芸術・スポーツ科学系、教職大学院、大学院連合学校教育学研究科、附属図書館、大学教育研究基盤センター機構、現職教員支援センター機構、先端教育人材育成推進機構、教育インキュベーション推進機構、放射性同位元素総合実験施設、有害廃棄物処理施設、附属学校運営部及び各附属学校をいう。 〔省略〕 (実施に必要な事項の審議) 第5条 ネーミングライツ事業の実施に当たっては、<u>広報基金本部</u>（以下「本部」という。）が、次に掲げる事項を審議の上、学長が決定する。 (1) 対象施設等の選定 (2) 命名権者の公募に必要な募集要項の策定に関する事項 (3) 命名権者の選考（別称等、命名権料その他の項目を含む。）に関する事項 (4) 命名権料の使途に関する事項 (5) その他ネーミングライツ事業の実施に必要な事項 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この要項は、令和8年4月9日から施行し、令和8年4月1日から適用する。</u>	〔省略〕 (定義) 第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) 〔省略〕 (5) 部局等 事務局（<u>経営企画室</u>及び監査室を含む。）、総合教育科学系、人文社会科学系、自然科学系、芸術・スポーツ科学系、教職大学院、大学院連合学校教育学研究科、附属図書館、大学教育研究基盤センター機構、現職教員支援センター機構、先端教育人材育成推進機構、教育インキュベーション推進機構、放射性同位元素総合実験施設、有害廃棄物処理施設、附属学校運営部及び各附属学校をいう。 〔省略〕 (実施に必要な事項の審議) 第5条 ネーミングライツ事業の実施に当たっては、<u>全学戦略・広報本部</u>（以下「本部」という。）が、次に掲げる事項を審議の上、学長が決定する。 (1) 対象施設等の選定 (2) 命名権者の公募に必要な募集要項の策定に関する事項 (3) 命名権者の選考（別称等、命名権料その他の項目を含む。）に関する事項 (4) 命名権料の使途に関する事項 (5) その他ネーミングライツ事業の実施に必要な事項 〔省略〕